

## 旭川市と「土木技術に関する連携・協力協定」を締結

寒地技術推進室 道北支所

平成29年2月2日、「旭川市と国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所との土木技術に関する連携・協力協定」（以下、「連携・協力協定」という）を締結しました。

「連携・協力協定」は、旭川市と当研究所との包括的な連携の下、相互に協力することにより、旭川市における良質な社会資本の効率的な整備及び管理並びに北海道の開発の推進に資することを目的としています。

調印式は午後4時から旭川市役所で行われました。調印式にあたり西川将人旭川市長は、「本協定の締結で、より強固な連携・協力関係を図ることとなり、本市の災害への備えとして、土木施設の防災・減災や被災時の早期復旧などに、力強いご支援を期待している。土木技術に関する研修会や講習会に講師を派遣頂くことにより、本市の技術職員のみならず、地域の技術力向上が期待され、調査研究、技術開発についても積雪寒冷地という本市の地域性を活用し、連携・協力することにより、一層の推進が図られるものと期待される。今回の協定締結により、地域の防災への備え、技術力向上を進めて参りたい」と挨拶されました。当研究所鎌田照章所長は「当研究所は積雪寒冷地において幅広い分野の土木研究を実施しており、平成22年6月に土木技術のホームドクター宣言を行い、道内自治体への技術支援活動を強化している。旭川市は、昨年度には「旭川市防災基本条例」を制定し、災害に強いまちの実現を目指しているなど、防災意識が大変高い地域であり、可能な限り技術支援を行い、両者の連携・協力関係をより密接で強固なものにして参りたい」と挨拶しました。

社会資本の効率的な整備・管理や防災対策の強化を図っている旭川市に対し、我が国唯一の寒冷地土木技術の試験研究機関である当研究所が災害時における技術的支援や土木技術に関する技術指導、技術協力を行うとともに、調査研究、技術開発、研究成果の普及等において相互に連携・協力をしていくことになります。

具体的な取り組み内容は、①災害時における技術支援として、被災状況の現地調査、復旧対策等のアドバイス ②技術相談に対する技術指導、技術検討委員会

等への当研究所研究員の参画 ③地域の技術力向上・技術者の育成として、フォーラム・講習会等の実施、市の土木技術者に対する講習会等の開催、講師の派遣 ④その他の取り組みとして、市内の研究フィールドにおける調査研究の連携、研究成果普及のための各種イベント等における協力など多岐にわたり連携・協力を進めていくこととしています。

旭川市では、平成22年8月に発生したサイクリングロードの地すべり災害関係で平成24年11月から技術相談を受けて以降、現地調査を毎年のように行い、被災状況に応じた復旧対策等のアドバイスを実施してきています。

また、旭川市は道内でも有数の極寒の地であり、寒地土木研究所の各種の調査・研究の格好のフィールドを有しており、その利用に当たっても中長期的な観点からの積極的な協力が期待できます。今回の連携・協力協定の締結により、旭川市と当研究所の連携・協力関係がより一層強化され、道路、橋梁等の老朽化など旭川市の抱える課題解決へ向けた取り組みが進むことが期待されます。



握手を交わす西川市長（左）と鎌田所長



調印式前の意見交換の様子

（文責：榊原 佳広）